

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案）に対する意見結果と
それに対する県の考え方

【募集期間】令和5年9月1日（金）から令和5年9月30日（土）24時00分まで

【募集結果】5名8件

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
1	全般	<p>「部落差別」とは、具体的にどのような行為をさし、どのように判定するのかわからない。</p>	<p>県条例における「部落差別」とは、「部落差別の解消の推進に関する法律」における部落差別のことです。現行条例第3条において、「部落差別」を例示し、部落差別の禁止を規定しており、本改正案における公表対象の「部落差別」は、同条第2項に規定している、県内事業者による調査です。</p>
2	全般	<p>身分制度がなくなり、また、行政による特定した地域の格差解消のための事業が終了したことで、いわゆる「部落」と規定される地域はなくなった。 本改正案のようにペナルティを課すよりも、県内に「部落」は存在しないことを県民や全国民に宣言し、今の時代、調査をしても意味がないということを分からせるべきである。</p>	<p>本条例改正は、今もなお部落差別が発生していること、また、令和4年度に実施した「同和問題(部落差別)に関する県民意識調査」の結果において、表面化していなくとも差別意識を持つ人が少なからずおり、自分が意図しない状況下でも差別発言等と出会う可能性があることが分かり、自身の身近な問題となった場合には調査行為を通じて部落差別が具現化する恐れがあることから、検討しているものです。 今回、公表の対象とした「結婚及び就職に際しての身元調査」は個人の人生を左右する大きな問題であり、「不動産の取引に関連した調査」は個人の財産・資産価値に悪影響を及ぼすもので社会的影響の大きな行為です。これら悪質な行為を事業者の経済活動の一環として行うことは事業者の社会的責任に鑑みても、特に許される行為ではありません。よって、県民に注意を喚起するとともに、県からの勧告の実効性を担保するため、当該公表制度を導入するものです。</p>

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
3	全般	<p>法律や条例で「部落差別は存在する」と書かれていることや、「現在も部落差別は存在する」との啓発を続けることが原因で、県民が「同和地区」と聞くと結婚や就職に差別があると意識しているため、法律や条例、啓発を廃止すべきである。</p>	<p>本県においては、これまで同和問題の解決を県政の重要な柱として、様々な施策に取り組んできた結果、同和問題は解決へと向かっています。</p> <p>しかし、依然として、行政機関への同和地区の問い合わせや電話による差別発言、インターネット上への多数の差別書き込み等の部落差別が発生しています。</p> <p>このことから、本県では「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、「教育及び啓発の推進」「相談体制の充実」「実態の把握」「部落差別を行った人への対応」を柱として部落差別のない社会の実現に取り組んでいます。</p>
4	全般	<p>社会問題としての部落問題は、最終的解決を見通せる段階に到達した。そうした状況下で、一部によるゆがんだ同和行政が最終的解決の一番のネックになっており、一日も早くこの問題を解消することが地方行政の責任である。条例改定する前に、ゆがんだ同和行政をやめるべきである。</p>	<p>本県においては、これまで同和問題の解決を県政の重要な柱として、様々な施策に取り組んできた結果、同和問題は解決へと向かっています。しかし、今もなお部落差別が発生しているため、本県では、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現していくために、条例に基づく取組を行っています。</p>
5	公表の対象	<p>差別はすべて許されるものではないため、すべての差別事象を公表の対象とすべきである。</p>	<p>部落差別はすべて許されるものではないことについては、現行条例第2条及び第3条において、部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないということを明記しています。</p> <p>2番を参照願います。</p>

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
6	公表の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社や本部を置く場合に限らず、事業所を置く場合も「県内事業者」に含むことを条例に明記してほしい。 ・個人事業主も対象であることを周知してほしい。 	<p>「県内に事務所又は事業所を有する事業者」と記載することを検討しています。</p> <p>また、現行条例における「事業者」の定義は、事業を営む者（法人、個人）であり、これまでも条例に関する周知を行ってきましたが、条例に関して正しく理解していただけるよう、今後も周知を続けます。</p>
7	公表の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・県内居住者の結婚及び就職に際しての身元調査全般及び県内不動産の取引に関する調査全般を県外事業者が行った場合も、公表の対象であると条例に明記してほしい。 ・県外居住者の結婚及び就職に際しての身元調査及び県外不動産の取引に関する調査を県内事業者が行った場合も、公表の対象とする必要がある。 	<p>「公表」は、情報提供により県民に注意喚起するとともに、行為事業者に対する勧告の実効性を担保することを目的としています。そのため、県外事業者に対しては公表による十分な効果が期待できないものと考えており、公表の対象としません。ただし、県外事業者が条例第3条に規定する禁止行為を県内において行った場合は、第8条にもとづく説示・促しを粘り強く行い、部落差別の解消に努めます。</p> <p>また、県外居住者の結婚及び就職に際しての身元調査及び県外不動産の取引に関する調査については、対象行為が県外で行われた場合は県条例の対象外です。</p>
8	その他	<p>インターネットへの投稿により差別を行った場合、現行制度では、誰が投稿したか特定することが難しいため、国に対して、すぐに投稿者の特定が可能となる制度となるように働きかけることを急ぐべきである。</p>	<p>本改正案では、現行条例第3条第1項に規定された行為は公表の対象としないため、本改正案に対する意見ではないと考えています。</p> <p>なお、県から国に対しては、インターネット上の人権侵害防止のため、早期に法整備等の実効性のある対策を講じるよう、要望活動を行っています。</p>